

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議 第三回 議事録

【開催概要】

日 時：平成 30 年 11 月 1 日(木) 10 時～ 12 時

場 所：スタンダード会議室虎ノ門 SQUARE 店 4 階会議室

参加者：(委員) 岸信介, 木下雅人, 齊藤勇, 妹尾昌俊, 千葉仁, 長沼豊, 野口由美子, 丸谷明夫, 横山恵子 ※五十音順, 敬称略

(省内関係者) 内藤敏也文化庁審議官, 坪田知広文化庁参事官(芸術文化担当), 根来恭子文化戦略官, 梅崎聖初等中等教育局財務課校務改善専門官, 塩川達大スポーツ庁政策課学校体育室長

【配布資料】

資料 1	「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(素案)のポイント
資料 2	「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(素案)の概要
資料 3	部活動ガイドライン比較表
資料 4	「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(素案)
参考資料 1	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ) 平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会【部活動関連分抜粋】
参考資料 2	学校における働き方改革に関する緊急対策【概要】 (平成 29 年 12 月 26 日文部科学省)
参考資料 3	学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知) (平成 30 年 2 月 9 日文科省事務次官)
参考資料 4	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】
参考資料 5	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取り組みの徹底について(依頼) (平成 30 年 3 月 19 日文科省, スポーツ庁, 文化庁)
参考資料 6	第二回「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」意見交換要旨
参考資料 7	中学生は忙しい 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議委員

【議事】

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(素案)について

【議事内容】

1 開会

長沼座長	皆さま、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 3 回「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を開会します。まず、本日の出席状況について、事務局からお願いしま
------	--

	す。
根来室長	皆さま、おはようございます。お忙しいところ、朝からお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。文化庁文化戦略官の根来と申します。本日は揚村座長代理が御欠席です。また、座長代理以外の皆さまの御出席は席次表のとおりとなります。そして、11月1日付で文化庁の組織再編がありまして、事務局の異動がありましたので、御紹介させていただきます。まず、文化庁審議官の内藤です。
内藤審議官	内藤です。よろしくお願いします。
根来室長	芸術文化担当参事官として、坪田が着任しています。
坪田参事官	坪田です。どうぞよろしくお願いします。
根来室長	以上です。
長沼座長	それでは、まず、内藤文化庁審議官にごあいさつをお願いします。
内藤審議官	本年10月より機構再編に伴いまして、芸術教育の担当をすることになりました、文化庁の審議官、内藤です。どうぞよろしくお願いします。 今、組織再編と申し上げましたけれども、もう少し付言させていただきます。この10月1日に文化庁、大きく組織を再編しました。一つは、文化芸術基本法が制定されたということで、それを推進していく。また、文化庁は京都への移転が予定されていまして、遅くとも2021年度中に京都に移転するというので、その準備も含め、今回大きく再編しました。 加えまして、こういった趣旨を留意しまして、既に文部科学省設置法が改正されまして、ここで文化庁に係る所掌事務の変更がありました。この会議に関係することだけ申し上げますと、実は、これまで初等中等教育が担当していた教育課程に係る業務のうち芸術教育、詳しく申し上げますと、図画工作、音楽、美術、書道に係る教育課程の編成に係る業務が文化庁に移ってきました。 従いまして、新しくできた芸術文化担当参事官のところでは、これまでは、文化部活動など学校外活動、これまでも学校における芸術教育は全く関わっていなかったわけではないのですが、どちらかというと、教育課程外の活動を中心に、もちろんその学校外の部分も担当するかたちの関わりだったので、教育課程そのものについても文化庁が担当させていただくことになりました。 なお、教育課程全体の取りまとめは引き続き初等中等教育局でやりますので、そういう意味では、初等中等教育局と私どもと国立教育政策研究所が連携を取りながら、芸術教育の教育課程について取り進めていくことになっています。 いずれにしても、学校に係る芸術教育、教育課程内外を通じて私どもが担当させていただくことになりましたので、そういった意味でも、この文化部活動を中心とする学校外の芸術教育に係る様々な活動についても、よりい

っそう体系的に、かつ様々に連携し合いながら進めてまいりたいと思っています。そうした前提の元に、7月から、この文化部活動ガイドラインの検討会議を進めていただいているところですが、これまでに様々な御意見、御指導を頂いています。この点につきまして、あらためまして、厚く御礼申し上げます。今回、これまでの議論を踏まえながら、事務局において総合的なガイドラインの素案を作成しました。あくまでも素案ですので、この会議において先生方から様々な御意見を頂きながら、また、関係の方々から御意見をお伺いしながらまとめていきたいと思っています。

先ほど個々の委員の先生方にごあいさつする際に何人かの先生には申し上げたのですが、実は、私、今年の3月まで千葉県教育委員会の教育長をしていました。平成27年4月から今年の3月まで3年間務めさせていただいたわけですが、運動部活動のガイドラインの議論が私の任期の最後の方で行われていまして、部活動の在り方というのは各教育委員会においても、特に昨年度から非常に大きな議論を進めてきているところです。私がいた千葉県では、その後5月に運動部活動のガイドラインを策定したということを知っているところです。

今回、文化部活動のガイドラインの素案を作成するに当たりましては、まずは先生方に頂いた様々な御意見、これを十分踏まえ、特に、これまで部活動、特に文化部活動が子供たちに果たしてきた役割、これは私ども十分に認識しなければいけないと思っています。教育課程内の活動では得られない横・縦のつながり、人間関係の構築、とりわけ今の子供たち、学校外での体験が非常に少ないということがますますいわれてきている状況で、部活動で得られる体験というのは非常に得難いものであるというところにまず立ちつつ、そうはいいながら、そういった部活動について、運動部活動の昨年度の議論の中で在り方について様々な議論が行われ、様々な課題も提示されたわけですが、その中の多くは運動部活動に限定せず、部活動共通にいわれる課題ではないかと思います。そういった課題を踏まえながら、また、これは学校全体の課題ですが、教員の働き方改革ということが、今もずっといわれているような状況にあります。社会の在り方、今後の子供たちの生活の在り方、こういったことにも目を配りながら、ただ、もう一度申し上げますと、子供たちがこういった部活動で得られる体験、あるいは成果、子供たちの満足感、こうしたものは今後も大切にしながらこの話を議論していかなければいけないと思っています。

一方で、先ほど私の千葉県の話を言わせていただきましたけれども、この運動部活動のガイドラインが3月に出て以降、各教育委員会、学校現場では、文化部活動については準じた取扱いをするというかたちで通知させていただいています。そして、学校現場で既に取り組みをされているという現状も留意しつつ、今回の素案をまとめさせていただきました。

恐らく、関係者の方々も含めいろいろと議論のあるところだと思いますけれども、そうした議論を集約しつつ、できれば年内にもこのガイドラインを取

	りまとめ、各教育委員会、学校にお示しできるようにしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。少し長くなりましたが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。
長沼座長	どうもありがとうございました。それでは、議事に入る前に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。
根室室長	それでは、議事次第に書いてありますとおり、本日は資料 1 ～ 4 としまして、本日の議論のたたき台となりますガイドラインの素案のポイント、概要、また、既に 3 月に出了た運動部活動のガイドラインとの比較、また、素案の本体を配布しています。また、参考資料としまして、現在、中教審で議論されている「学校における働き方改革における総合的な方策」について、昨年 12 月に取りまとめられました中間まとめの部活動部分の抜粋、また、参考資料 2 としまして、それに基づいて文部科学省が出した「学校における働き方に関する緊急対策」の概要。また、それを踏まえまして、各都道府県教育委員会・教育長宛てに出しました、本年 2 月の事務次官通知、また、参考資料 4 としまして、本年 3 月にスポーツ庁で取りまとめた運動部のガイドラインの概要、そして、参考資料 5 としまして、運動部ガイドラインの策定を踏まえて本年 3 月に出された通知、そして、参考資料 6 としまして、前回の概要をポイントごとに載せています。 また、参考資料 7 としまして、「中学生は忙しい」というタイトルの資料がありますが、これは、スポーツ庁が運動部活動のガイドラインが取りまとめられたあとに、総務省の社会生活基本調査やベネッセ教育総合研究所の調査結果を基に作った中学生の一日の活動時間の大体の目安です。ここに部活動 2 時間を当てはめるとこういったかたちになるという資料です。以上です。 それから、カメラの取材はここまでとさせていただきますので、テレビカメラの方は御退席をお願いします。
長沼座長	ありがとうございました。それでは、続きまして、資料に基づいて事務局から御説明をお願いします。
根室室長	続きまして、資料 1 ～ 4 につきまして、簡単に御説明させていただきます。既にメールでお送りしているものと同じ資料ですが、まず、資料 1 としまして、今回たたき台として出させていただきましたガイドライン素案のポイントについて、簡単に御説明させていただきます。 まず、現状としまして、本年 3 月に運動部のガイドラインが策定された際、参考資料 5 として付けていますが、通知を都道府県や都道府県教育委員会等に対して出しています。文化部活動につきましても、適切な運営のための体制整備及び適切な休養日等の設定については、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ準じた取扱いということを依頼しています。また、今回のたたき台となる素案の中では、対象とする部活動としまして、運動部ガイドラインに含まれていないいわゆる文化部——吹奏楽や合唱などの文化だけではなくて、例えば科学やボランティア、あるいは勉強部など様々な部活動がほかにもあるかと思うのですけれども、そういった運動部以外の全ての部活動を含めて、

	今回、括弧書きで「文化部活動」と表記しました。 また、今後、皆さまの御意見を踏まえていろいろ御議論いただきたいと思いますと考えていますが、今回、たたき台として出させていただいている素案として、対象としている学校は運動部ガイドラインと同じく、まずは義務教育である中学校段階の文化部活動を主な対象とし、国公立全ての設置形態に適用するとしています。また、高等学校の文化部活動につきましても原則として適用することとし、ただ、その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点について留意するという点で、運動部と同じ対象としています。 次に資料 1 の裏面ですが、このたたき台として、素案として書いている内容とし、これはほぼ運動部活動と同じですが、まずは、このガイドラインに基づいて都道府県が部活動の在り方に関する方針を策定するとともに、学校の設置者においても方針を策定し、各学校の校長は毎年「部活動に関する活動方針」を策定するとしています。 また、校長は持続可能な活動や適切な指導・運営体制ができるよう適正な数の文化部を設置することとしています。また、文化部顧問と書いていますが、本体では文化部活動の指導者と書いています。もう少し幅広く書いていますが、関係団体が作成する指導手引を活用し、短時間で効果が得られる指導を実施することとしています。また、これも運動部と同じですが、学期中は週当たり 2 日以上の休養日、平日は 1 日、土日は 1 日以上以上の休養日をとることとしています。また、長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、オフシーズンを設けることとしています。また、1 日の活動時間につきましても運動部と同じですが、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度としています。また、大会等の主催者は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直すこと、また、校長は各部が参加する大会等を精査することとしています。 資料 2 につきましては、今申し上げた内容のもう少し詳しい概要です。また、資料 3 ですが、こちらは運動部ガイドラインと、今回たたき台として出している素案を比較したものでして、下線が引いてあるのが運動部ガイドラインとは違う表現を取っている所です。前文とし、まして、「ガイドラインの策定に当たって」というところは、ほぼ運動部とは異なる表記をしまして、4 ページからの、「本ガイドラインの策定の趣旨」から、後ろから 2 枚目ですが、12 ページ目の「終わりに」の上までが、ほぼ運動部のガイドラインと同じような表現を取っています。「終わりに」のところは、文化部活動独自の書き方をしています。そして、資料 4 が、この素案の全体像です。簡単ではありますが、以上です。
長沼座長	ありがとうございました。1 点確認ですが、資料 1 の裏面の一番上の所ですが、「都道府県は」のあとは、「文化部」ですね。
根来室長	「運動部活動」は「文化部活動」の間違いです。申し訳ありません。
長沼座長	訂正をお願いします。

2. 議事

長沼座長	それでは、ただいま資料についての説明を受けましたので、これから委員の皆さまから御意見を頂戴していきたいと思います。あわせて、参考資料のほうも御覧いただきつつ、御意見を頂ければと思います。今日は御意見を頂いて、第4回に向けて更に案を策定していくことになりますので、どうぞ遠慮なく委員の先生方から御発言いただきたいと思います。賛成意見、あるいは修正、若しくは追記など頂ければと思っています。本日は資料3が一番見やすくなっています、運動部との比較もできますので、資料3のページ番号、そして該当箇所、これを御指摘いただきながら御発言いただくということでしょうか。 目途としては、11時40分をめどに、1時間20分ぐらいたっぷりあります。たっぷりとはいっても、人数も多い委員会ですので、なるべく2巡ぐらいお話を承るかたちにしたいと思います。特に、今日はどこまでのページということは絞りませんので、各委員の方から何ページのどこと言っていただいて、質問については、事務局の方で答えられるところはお答えいただくことにしたいと思います。では、どなたからでも結構ですが、御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
妹尾委員	細かく見きれいていませんので、あとでまた発言させていただくかもしれませんが、口火を切りたいと思います。ひとつ一番大きな枠組みとして、中学校を基礎に置いて高等学校も原則として適用というのはスポーツ庁のガイドラインと同じですので、そこは別に違和感はないのですが、問題は小学校かなと思っています。小学校についての調査研究はほぼないかなと思うのですが、小学校の指導要領でも部活動の記述はありませんので、そういうことですが、とはいえ、実態としては合唱ですとか、マーチングバンドですとか、一部の小学校にも部活動はありますし、一部の部活動については中学校・高校さながらの非常にハードなものになっているところがあります。 やはり、ここについても中学校以上にもう少し考えていかないといけないだろうという方針は示すべきだろうと思っています。また、皆さんからもご意見を頂きたいところではありますが、中学校以上に小学校が深刻なのは授業準備が大変だということです。国語・算数・理科・社会・外国語・体育・音楽・図工・総合・道徳、あと特別活動の、行事、学活等々ありますので、10～11科目の準備を、もちろん一部は専科教員がやっている例もありますが、学校によっては10科目全てを1人の先生がやっている状況です。それを考えますと、正直、部活動は、もちろん教育効果はあるのですが、1～2時間、やはり授業準備にも使いたいとおっしゃる方は非常に多い部分もありますので、小学校については中学校以上に、平日2時間までならOKというものではなくて、むしろ民間とか地域に移行していこうという考え方を示すとか、大会等についても相当見直していただきたいということは申し上げておきたいと思っています。それが1点目です。

	もう 1 点目は、細かく見ていないので分からないのですが、多分、ほとんど言及がないと思います。あとで必要があれば委員からも補足していただきたいですが、文化部活動の一部にはかなり経済的な負担がかかっているという問題があって、これについても、当たり前の話ですが、配慮しないといけません。もちろん、民間の習い事と比べると指導者のレッスン料等がかからないという意味では非常に安上がりではありますが、楽器を購入したり、一部遠征等もあつたりしますので、一部には運動部以上にかかっている部活もあると聞いています。子供の貧困問題や家計の難しさ等々ありますので、やはり、そのあたりもしっかり教育行政、あるいは各学校としても考えていくという話はしないといけないかなと思っています。この 2 点が大きく抜け落ちているように思いましたので、是非お願いします。
長沼座長	追記ということですね。では、ほかの委員からはいかがでしょうか。齊藤委員、お願いします。
齊藤委員	齊藤です。よろしくお願いします。最初にメールで送っていただいた素案を読ませていただきまして、文化庁の皆様には、先回の会議でいろいろ申し上げたことを非常に拾い上げてくださっているということ、あと、特に「終わりに」のキーワードにもありますが、持続可能なかたちで子供たちに幅広い芸術文化体験など、いろいろなことができるようにといったことなど、随所に盛り込まれています。全体としましては非常に有り難いと思います。 特に私どもの掛川市で行っている地域部活動に関しましては、部活動のよさを未来にずっと残し、新しい指導要領の方でもいわれていることだと思いますが、20～30年後、今の中学生たちが40歳になるころにはAIや人工知能が搭載されたロボットや機械が社会に出てきまして、明らかに昭和の高度経済成長の頃とは違う時代になります。この先、子供たちが最も活躍する時代が来ているわけです。そこに向けて新しく何か創造性を発揮できたり、いろいろな異なる意見を受け入れながらうまく合意形成を図っていったりというように、これまでの昭和の時代から続いている在り方を見直さないといけないことがたくさんあるかと思っています。そういう未来に向けて非常に可能性を見いだせる文言を、特に後半や最後の方に盛り込んでいただいていた大変ありがたく思っています。同時に、私どもが今行っていることに対して、ふさわしい言葉かどうかは分かりませんが、社会的使命を強く感じています。 まず、今日 2 回ぐらいは恐らく発言する機会があると思いますが、1 回目の方でお話しさせていただきますと、今もお話ししましたが、主にこれは中学校に対してというところで、全体としては非常にまとまっているのではないかと思います。 先に一言言わせていただきますが、今、妹尾委員からも御指摘がありましたが、私たちが掛川の地域部活動を行っている中で非常に大きく意識していることがあります。それは、あまりにもお金がかかる部活動になってしまっているということです。これは非常に重大な問題だと思っています。学校の部活動のよさである、家庭の経済事情にかかわらずみんなが参加できるという

ことがあるにもかかわらず、お金がかかる。具体的に言いますと、前回の会議でも申し上げましたが、私は吹奏楽部の出身でして、まず楽器を買わないといけなとか、あれもこれもやろうとすると、当たり前ですが、お金がたくさんかかるのですね。それを学校側に予算を組んでいただいているかというと、実情はほとんどそうではなくて、父母会が負担しているわけです。父母会というのは、つまり、そのお子さんの家庭が負担しているということです。

すごく簡単な言い方をしますと、家庭の経済状況がある程度余裕のある家庭の子供しかできない部活動に、少なくとも楽器とか、大人数で活動する吹奏楽部はそれが一番の問題です。そのことを考えますと、私が申し上げたいのは、特に休養日の設定が運動部活動のガイドラインに即して設定されていると思いますが、休養日で枠組みを作るよりも、年間を通じた活動経費の上限の目安で枠組みを作った方が、部活動としては効果的ではないかと思います。あれもこれもいろいろな行事に出ようとするともう大変な金額になりますが、そうではなくて、より大事なものに絞っていくということをやるためには、地域差もありますし、部員の数によったりしますが、おおよその活動に係る経費の目安が定められると思いますので、活動経費で設定されることを、この素案を受けて是非提案させていただきたいと思っています。

もう一点は、前回もお話しさせていただきましたが、特に高等学校の場合、自分の意思で部活に入りたいと思って入部する生徒が多いです。特に吹奏楽部や、合唱部もそうだと思いますが、1年で一番大事なものは、自分たちがやってきた成果を発表することで、具体的な例としては定期演奏会など、1年に1回の大事な発表会です。これを実際にやろうとしたときに、このガイドラインの平日2時間の平日1日休み、週末はどちらかで3時間ということであると、定期演奏会の準備が始まるのは2～3か月前で、はっきり申しまして、物理的にできないと思います。これは現場が大変混乱をきたすと思います。なぜかといいますと、基礎練習だけではなくて、楽曲を個人でこなすために一定の練習が個々に必要です。こういう言い方はよくないかもしれませんが、子供たちは演奏マシンではありませんので、自分たちでその作品に接して、それを豊かに表現するために、ただこなすだけでなく、更に深めていくための時間も必要です。また、単純に演奏するだけではなく、発表会自体の企画や工夫など、いろいろなことが伴いますので、とてもこの時間ではできないと思われま。

そこで一つ、是非御検討いただきたいのですが、特に吹奏楽部や合唱部がそれに該当すると思いますが、定期演奏会などの1年に1回の集大成となる発表会を行う場合、その準備から開催にかかる間は休養日の設定に必ずしも限定しないというか、柔軟な対応も許容するといったことをぜひ脚注のようなかたちで加えていただくとよいと思います。やはり、文化部活動の場合、特に定期演奏会は友達や家族や地域の皆さまを招いて、みんなで1年やってよかったねという一番大事な場です。この場が実現できないようにしてしまう

	と、一番悲しむのは子供たちではないかと思いますので、どうか、そこだけは御検討いただけたらと思います。長くなりましたが、最初の意見として申し上げます。
長沼座長	ありがとうございました。岸委員、お願いします。
岸委員	演奏会もそうですが、合唱でいうと、コンクールの時期にはやはりある程度詰めた演奏練習が必要になってくるというところで、ある種、特殊な例も考えた方がいいのではないかと思います。それから、先ほど小学校と中学校の問題が出ましたが、今、学校では音楽の授業が減ってしまっていて、その中でクラブ活動は合唱、あるいは吹奏楽などが音楽に触れる大きなところだと思います。 少し気になる場所は、資料 2 の「学校単位で参加する大会の見直し」のところの、「都道府県中学校文化連盟及び学校の設置者は」というところですが、中学校の文化連盟というのは全国的な組織であるのですね。ここで、「参加する大会の全体像を把握し、大会数の上限の目安等を策定」というところは、私は合唱の関係からいうと、あまりやってほしくないところですので、このへんの検討をしてほしいということです。 そして、合唱連盟は来年から小学校の全国大会を始めようとしていますが、ここも確かに中学校・高校のガイドラインなのですが、小学校の子供を少し踏まえながら検討していただけると有り難いと思っていますので、そのへん、よろしくお願いします。
長沼座長	ありがとうございました。木下委員、お願いします。
木下委員	静岡市教育委員会の木下と申します。我々が静岡市にガイドラインを策定する際、運動部活動も文化部活動も一緒にたにして議論をしていたのですが、今、齊藤委員や岸委員がおっしゃったような内容のものが運動部からもありました。 私たちは中学校をベースにして作ったのですが、大会前はたくさんできるように特例を認めてほしいとか、競技によって時間がかかるものがあるので特例を認めてほしいとか、そういった意見が多く出されました。 特に吹奏楽部や野球に関しては、全体練習もあるけれども、パーツで区切った練習もあると。例えば野球でいいますと、バッテリーの練習、野手の練習、打撃の練習、あるいは走塁の練習、コアトレーニング、ストレッチ、柔軟等々あります。同じように吹奏楽も読み替えられると思います。まずは音出し、パート練習、パーツ練習、部分練習、それから全体で合わせる等々あります。それを考えていくと、当然時間がかかるということです。 一方では、それを認めてしまうような書き方をすると、本来このガイドラインが持っている使命感が薄まってしまうという考え方もあります。要するに、特例を一つ認めていくことが、結局、今までと同じ感じになってしまうと、あまり変わらなくなってしまう危険性もあるのではないかというような御意見も中には出されたところです。私も 20 年近く野球の方をやってきたものですから、特例を認めたい気持ちはあるのですけれども、本当にそういう書

	き方をしているのかなという疑問はあるところです。以上です。
長沼座長	ありがとうございました。丸谷委員，お願いします。
丸谷委員	お聞きしていると，吹奏楽の話が出てきますが，そんなに我々は悪いことをやってきたのかなという気がします。いろいろな声を聞きます。悪い声も聞きます。そういう意味で，私はここで勉強しようと思って第1回するときにも申し上げたように，行き過ぎたことがないのか，そういうこともいろいろ考えています。長い間かけて，子供たちと先生，また地域の方も一緒になってやってきたものが，急に強制的に休めと。本当に大混乱しています。 いろいろな資料を読んだり，問題点を見たりしていますが，どう考えても，おっしゃっていることが本当は何か分かりません。なぜかという，少し無理があります。大体，早めにこういうことをやる。今おっしゃっているように，平日1日，土日1日休むように。このことがあって，これに合わせるように一生懸命やっているように私には見えるわけです。 それも納得がいく話であればいいと思うのですが，あまり納得いきません。こうやって世の中が決まっていくのかな，事が決まっていくのかなというむなしさと憤りを感じます。 現場を一度見ていただくといいと思います。ある特殊な現場だけではなく，先生方がちまちまやっていたり，子供たちと一緒に，先ほど発表会の話も出ていましたが，時間を割いていろいろやったりしているわけです。たくさんアンケートがあつたにもかかわらず，そういうところだけがぼんと出てきたり，中には悪意に満ちた，早く帰りたい生徒が帰れないということまで書かれたりしています。今日，学校で先生が無理やり引っ張って部活動をやって，続けられるような柔な生徒ではありません。学校やほかの方が決めて，そうやらないと生徒は守れないというような，上に立つ大人の考え方も傲慢だと思います。 できるだけ，こういうものは緩んだ方が私はいいと思っています。息巻いて混乱する話で，抑えてやる問題だとは私は思っていません。子供が一生懸命やっているときに，やらせてあげればいいのかと思います。一つのことに打ち込むことも大事なことでないでしょうか。社会の基盤がこうやって変わってくるのでしょうか。働き方改革から端を発してこういう方向に来られたとは思いますが，問題はもっと別にあるのではないかと思います。 具体的にどうするかという話は別にすると，今のところの印象は，外から見ているよりは，中学校や高校に入り込んでみると，このことで全国の中高生がどれだけ悲しんでいるか，本気で考えていただけたらいいと思っています。
長沼座長	ありがとうございました。妹尾委員，お願いします。
妹尾委員	先ほどもありましたように，子供たちが一生懸命頑張っていて，むしろ，もっと練習をさせてくれと言う子も多い中，なぜこんな規制をするのかという違和感があるというのはおっしゃるとおりです。これはスポーツ庁のときに

もそういう意見はあったと思いますし、私も気持ちとしては非常に共感するところがあります。

一生懸命打ち込むことは大事だというのは全く賛成で、そういう経験が子供たちには少なくなっているかもしれないという危機感も個人的にはあるのですが、一方で考えないといけないのは、一つのことに打ち込んで、それでうまくいく子もいるし、いろいろな経験をすることうまくいく子もいます。一つのことを一生懸命やるぞという、昔のスポ根のような、みんなで一生懸命やろうというのが合う子もいるし、合わない子もいるということです。おそらく、私も含めてですけども、皆さんも、見慣れている生徒については、かなり多様な生徒がいるのだけれども、つい、コンクリートとかで上位に上がってきた子しか見ていないのかもしれないし、逆に私は負担の方しか見ていないのかもしれないし、それぞれが見ている景色がかなり違います。とはいえ、真実は、いろいろな子がいるということだと思います。

いろいろな子がいる中で、前も申し上げたとおり、学校教育としてやる以上かなり強制力が働いて、部活を辞めにくかったり、ほかの子は一生懸命練習しているのに自分だけ週 2 日は休みたいと言い出しにくかったりするところもあります。ですから、学校教育としてやる以上一定の節度は必要ではないかということもあって、こういう規制を考えているということかなと思います。

それに加えて、あと 2 つぐらい申し上げておきたいのですが、指導要領にもあるとおり、部活動は本来、生徒の自主的な活動ですので、国のガイドラインがなくても自分たちで話し合っ、て、うちは週 2 日休むぞとか、うちは週 3 日だけの練習で頑張るぞというのがあっても全くいいのです。しかし、それでうまくいったかという、と、いろいろな負の側面も出てきたというのが今までの状況認識ということだと思います。つまり、学校任せとか、生徒任せだけでうまくいく部分もあるのですが、うまくいかない部分もあるので、今回のような一定のルールはつくろうという意識かなと思います。

なぜうまくいかないかという、と、ほかにもあると思いますが、大きくは 2 つあって、一つは競争しているからです。単純な話ですが、よその学校がもっと練習しているのだったら、うちもコンクールで優勝するためにはという競争原理が働きますので、もう少し抑制したいと思っても自分たちだけでは抑制しにくい部分があるということです。あとでもまた触れますが、そういう意味では大会の在り方等はガイドラインでも非常に大事です。あるいは、今後のガイドライン以降でも大事です。

もう一つの理由は、皆さんが強調されているとおり、文化部活動も含めて部活動が非常に教育的意義もあってすばらしいからこそやめづらいのです。これは教師にとっても、生徒にとってもやりがいがありますし、やったらやっただで成長しますので、自分たちではなかなかストップがかけられません。こういう逆説的な部分の理由で、自分たちだけでは難しいし、学校単位だけでも難しい。となると、このガイドラインは指導要領と違って強制力がありま

	せんが、一定のそういう指針を示すことで、みんなでルールとして守っていきましょうと、そういう趣旨でガイドラインを作るということだと思いますので、そこはできれば賛同していただきたいなと思っています。
長沼座長	ありがとうございました。千葉委員，お願いします。
千葉委員	千葉です。よろしくお願いします。私は高校教員出身なのですが、今、中学校のベースで考えています。高校もそうですが、やはり、学習とそれ以外の活動のバランスというのは、小学校もそうですけれども、中高校生にとっては大切なことだと思います。将来、大学とか社会人になって、当然、一つのことに集中して取り組んだり、専門家になったりしますけれども、そのためにも中学校・高校の段階ではバランスの取れていることが大事だと思います。昔は理系・文系といわれましたが、今は学びの形態が複雑に絡んでいます。つまり、自分の進路の選択も複雑に絡んでいます。ですから、そのベースを中学校あたりに、学習や、自分の興味・関心のある活動などをバランスよく学ばせてあげたいということがあります。 確かに、様々な子がいて、このガイドラインではとても対応できないというのはごもっともだと思いますが、変な言い方ではありますが、平均的な中学生の子供たちのために、こういうガイドラインは必要ではないかと思います。 それから、少し視点が違いますが、12 ページの「学校単位で参加する大会等の見直し」で、表記の問題かもしれませんが、「中学校の文化活動に関わる全国組織」とか、「全国レベルの関係団体」とあります。皆さん御存じのとおり、全国高文連とか、全国中文連という組織があって、文化活動において、それ以外の一般の団体という意味なのかなと思っています。もし、そういう意味ならば同じ意味だと思いますが、「文化活動に関わる全国組織」と「全国レベルの関係団体」がどう違うのかなと考えていました。 それから、その下の段の「大会等の統廃合等を主催者に要請する」という言葉があって、誰がということになると、「都道府県中学校文化連盟及び学校の設置者は」ということで、実際、どういのかたちでやることになるのだろうということを想像していました。学校の設置者ですから、市町村、県という動きが実際どれだけの効力を持つのだろうかという印象を持ちました。それから、もう一点、「文化活動の指導者」という言葉があります。これは顧問、部活動指導員、あるいは外部コーチ・指導者を含めてということだと思いますが、そのへんはもう少しきちんと説明した方がいいような感じがします。 もう一点は、私はよく分からないのですが、「学校部活動」という言葉があります。確かに社会人にも部活動があるのですが、「学校」は必要ですか。「部活動」でしょうか。細かいことまで、すみません。以上です。
長沼座長	ありがとうございました。野口委員，お願いします。
野口委員	今回、こういう細かい言葉をたくさん入れながらまとめていただいた文化庁の皆さまに感謝しています。私は全国中学校文化連盟の理事長という立場ですが、先ほどから、そういうのがあるの？というぐらい、まだメジャーな組

	織ではありません。今年度、18 回目の全国の総合文化祭が長崎で行われたところ。私たちの趣旨は、いわゆる運動部のお子さまたちのように目立つ場所はありませんが、一生懸命絵を描いているお子さんや、一生懸命お習字を書いているお子さんに何とか光を当ててあげたいというところからスタートした団体です。 東京都の中文連には音楽部も仲間に入ってくださっていますが、NHK コンクールが毎年あり、一緒にやろうといっても、一緒に活動できるところまでは至っていませんし、全国大会のときには代表をお願いしますというところから出してくださるという、まだ発展途上の組織ですが、気持ちは、文化部で頑張る子供たちに光を当てよう、単純ですが、そこが私たちの組織だということを御理解いただきたいと思います。 今回、このガイドラインの中に中学校の文化連盟という名前を入れてくださったことは本当にうれしいです。メジャーではないこの組織がこうやってガイドラインの中に入ることはうれしい。ただ、吹奏楽のことも含めて責任が伴うと思います。そのへんはまだきちんと精査されている組織ではないということです。ただ、気持ちとしては、美術や演劇や新聞教育や書写、賛同する団体が一緒になって、子供たちのためにやりましょうということで動いているということをご承知おきください。 それと、このガイドラインの中で、この間も私がくだらないことを申し上げたと思いますが、世界中のお子さまたちは学校に行けない国もある、御飯を食べにくい国もある、水をくみに一日歩いている子供たちもいます。そういう中で、日本の子供たちは何て幸せなのだろう。一つの運動、一つの部活動、一つの学校教育にこんなにみんなが頭を絞って議論をしている。ここは日本のすてきさだなと思っています。ですから、このガイドラインについては、私は賛成です。子供たちにいろいろな機会を与えてあげたい。 まだ、小学校、中学校、高校と進んでいく子供たちの途中段階ですので、一つのものに集中するのも大事ですが、いろいろな出会いがあって、僕はこれが好き、私はこれが好きというふうに活動の範囲を広げてあげることも部活動の一つかなと思っています。ですから、ある程度の制限、あまり一つだけを取り出してしまうことよりも、一緒に考えて子供たちのために何ができるのかということを練っていくという意味では良い指針になったのかなと考えています。以上です。
長沼座長	ありがとうございます。横山委員、お願いします。
横山委員	文化庁の方に、この 2 回のお話を多く盛り込んでいただきまして感謝しています。私が申し上げたことが少し抜けているなと思ったところもありましたが、大したことはありませんので、また申し上げたいと思います。 まず、これが出たときに、中学校の現場の方がどう思うかということです。前から申し上げているように、困っている方がいるわけで、亡くなってしまう方もいますから、やはり、出してもらって助かったという方と、こんなことはできない、2 時間ではとても練習はできないという 2 種類があるかと思

	います。それを全部くみ上げていたら困るわけで、私たちのこれを出す意味もありません。そして、私がこういうお仕事をさせていただいて大変むなしく感じるのは、「どうせ強制力はなく、ペナルティーもないし」という意見を聞いたときに、これはどうしたものかと。ここはこれぐらい厳しく書いて、困っている方、そして、やり過ぎる方に少しでも考えていただくチャンスになることが大事だと思いましたので、基本的に、このガイドラインに賛成させていただきたいと思います。 そして、この 2 時間というのは、もちろん大変短い時間ではありますが、それでも、学校から帰る前に 2 時間以上できるのか。そして、1,015 時間の授業の半分がそれであれば、それは妥当なのではないかと。そして、本当にこれが絵に描いた餅のようになってしまって守らない人は守らなくてもいいのだというふうになってしまうと悲しいので、やはり、もう一つ踏み込んだところで、ここにある程度の予算の問題を掲げるとか、生徒がいて、担当の先生がいて、校長先生がいて、教育委員会がいてというふうにだんだん上がっていきますが、もし、過労死などが出たら誰の責任になるのかということ考えたときにこういうものは必要なと思います。 一生懸命やっている部活動というのが今、大変話題になっています。揚げ足を取るわけではありませんが、一生懸命やることと長時間やることは別だと思えます。一生懸命やってもいいのですが、長時間やることとは別なのかなと思いますので、このガイドラインには基本的に賛成させていただきたいと思えます。以上です。
長沼座長	ありがとうございます。これで、全委員から御意見を頂きましたので、さらにまた深めて御意見を頂いていこうと思います。私の方から、私の意見も含めてお話させていただきます。第1回の会議で申し上げましたとおり、まず、前提として、運動部のガイドラインが先に出ました。そして、文化部のものがあとで出るということです。当然、運動部のガイドラインと整合性が取れないといけません。特に、それがないと現場の先生方、教育委員会、校長先生も含めて混乱をきたします。ので、ある程度整合性が取れたものを出さざるを得ないというのがあると思います。 加えて、こちらがあとで出ますので、運動部のガイドラインに書き込めなかった部分についてはこちらで拾っていくということも申し上げました。さらに言えば、運動部との違いの部分、文化部に特有の部分があるのであれば、それは書きましょうと申し上げました。ということで、前提の話を第 1 回目にさせていただきましたが、事務局の皆さんがそれを踏まえて、特に冒頭の部分に書いていただいたというのが出ています。まずは部活動の意義をしっかり押さえよう。しかも、それは学習指導要領に基づいてどうだということもちゃんと書かれています。その上で文化部はどうあるべきか。 そして、最後のところでは、持続可能性というものも含めてあるべき姿というのを描いているということで、私たちの意見も含めて書き込んでいただいたと思います。もちろん委員の中には、私が言ったことがまだ入っていない

	のではないかとということもあるとは思いますが、まずはそのことを踏まえて、このガイドラインを評価したいと思います。 一方で、1 巡目でお話しいただいたように、これではどうかという御意見も伺いました。先ほどの賛成意見、反対意見、あるいは、このガイドラインの何ページのここはどうかということも含めてお話しいただければと思います。では、2 巡目にまいります。木下委員、お願いします。
木下委員	事務局に質問させていただきます。対象表の 13 ページの最後、「平成 29 年 6 月に文化芸術基本法を改正し、我が国が文化芸術立国を目指すための様々な取り組みを進めつつある中で、文化部活動は子供たちが生涯にわたって芸術文化等に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に文化芸術以外の活動についても意義は大きい。国、地方公共団体が協力して、学校内外において子供たちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある」と書かれていて、これは将来像といったものだと思います。 私たち静岡市教育委員会がガイドラインを作成するときもいろいろな風が吹き荒れて、今も吹いているのですが、文化芸術立国を目指すために文化振興は進めなければならない。でも、学校部活動は縮小するというのは、やはり矛盾したように市民には映ります。学校現場で一生懸命やっている先生にもそう映ります。それに対して、私たちは運動にしても、文化にしても、それを別に軽視しているわけではありませんよと説明したところで、分かってもらえません。 私たちがこの議論をする中で私がカウンターパンチを食らったのですが、では、あなたたちは、これからの子供たちの体育的な活動、それから、文化的な活動をどう考えているのかと言われたときにびしっと言えませんでした。オブラートに包んだような、言っているようで言っていないような曖昧な言い方をして、それで更に炎上してしまったということがありました。つまり、スポーツを大切に考えています。でも、部活はこうしますというのは、やはり矛盾しているように思われてしまうのです。はっきり示さなければならないのは、将来像をどれだけ希望を持っている方に説明していくかということです。 それは、これまでの長い日本の歴史の中で、部活動が子供たちに担ってきた役割が余りにも大きいからだと思うのです。例えば、大人になって最初に会話をするとき、部活は何をやっていた？という話になるではないですか。それだけ、私たちの中には部活動というのが心の中に住み着いているのです。松坂世代と言っただけで、あのときの、という話になります。それは、一般的にもすごく染みているもので、その染みているものを抜き取ることはとても大変なことです。抜き取るのであれば、これから子供たちに何をしてくれるのだという、そういうところがはっきり見えるようなものを、ガイドラインを策定するのと同時に見せていかなければなりませんし、そうしないと理解が得られないと思います。

	私が教育委員会に入って、この仕事をするようになったときに、個人的にはものすごく抵抗がありました。ものすごくというと小さく聞こえますが、めちゃくちゃ抵抗がありました。しかし、私は仕事だと思ってやってきました。仕事だと思ってやってきたのですが、いつしかそれが、もうこうするしかないのだというあきらめのような気持ちになってきました。そして、そうした時に新たな気持ちが出てきました。この部活動が持ってきた、今まで自分たちの体に染み込んでいる意義をなくさずに子供たちにスポーツ環境や文化環境を提供するにはどうしたらいいだろうかと。今、それについてどうすべきかということを考えています。 つまり、学校部活動がこうなっていくときにスポーツ環境の整備とか、文化環境の整備はどうやって進めていけばいいか。それで、この前もお話させていただいた掛川のこの取り組みであるとか、新たな場を提供するとか、そうしたものを市民の方や希望を持っている方にきちんと示していかないと理解が得られないと思います。そこは、文化庁としてどう考えているのかという、もし具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。 さっきも話しましたが、学校部活動と書いていますが、「学校」と付けなければいけないのかというのも一つのヒントになると思います。学校部活動だから、いろいろな弊害や課題が生じていて、教員未経験の先生が長時間やっているということがあるわけですが、そういうことも含めて、将来像について、文化振興という観点からどう考えているかというのを具体的に説明していただきたいと思っています。
坪田 参事官	高尚なことが言えるわけではありませんが、時間数の一つの目安を示すというのは、決して部活動を否定しているわけではありませんし、きちんと読んでいる方はそうは思わないと思っています。ちゃんとバランスを持ってやっていると。分かりやすく具体的に言えば、平日は1日休みがある、土日どちらかは家族とすごしたり、自分もほかの好きなことができたりすることによって、その部活に入ろうとする人自体が増えるのではないかと考えています。 ですから、時間数はあるけれども、参加者数、関わる人、触れる人が増えるということで、ますます部活が活性化していく姿を見せることができるのではないとか、外部人材を活用して、これまでにないジャンルの文化部活動をその学校に設けることができるのではないか。このようなことを考えると、不活性化するどころか活性化していくという説明の仕方もできますし、実際、そういう道を開いていくことも可能ではないかと思っていますので、そのへんは全体最適の中で説明していただければと思います。このガイドラインが示されたことをもって、イメージ的に、「示されてしまった」ということではないという説明を、情熱を持って行政の担当が話していけば分かっていただけたと思います。 説明文については、知恵を出して一緒に考えていきたいと思っています。将来の施策として、芸術教育が移管されたことも含めて、授業そのものの音楽、

	図画工作，美術なども，中身はもっと多様な人たち，生涯にわたってやっていけるかたちに工夫していこうということです。地域の資源を多く使うということもやっていきたいと思っています。そういう意味でも，全体として芸術教育，文化部活動全体が活性化していく方向にあると国が思っていることは間違いないということです，自治体も創意工夫と相まって，それぞれの特色のある地域の文化資源と相まって，ますます推進していけるものと考えています。また個別に，このジャンルについてどういう説明をするかというのは一緒に考えていくことだと思いますし，国がどのような役割を持って自治体の中で推進できるのかということも，これから描けることも含めて考えていくことがあると思いますが，全体としてはそういうことで矛盾しないと考えています。
内藤 審議官	補足させていただきます。文化芸術の振興を国，地方においてますます推進していこうという中で，これを出すことについて矛盾しているのではないかという話については，スポーツのときにも言われていると思うのですが，今の部活動は先生と保護者の多大なるボランティア的な貢献によって支えられてきています。運動部活動のときに議論があったのは，これは今後持続していけるのかということで，そこは，昔もやってきたから今も続けられるのではないかという議論もあるわけですが，社会全体が，大切なことであればいくら犠牲を払ってもいいということが，例えば我々の公務員の仕事についていわれている中で，重要な仕事だから何日も徹夜してもいいという状況ではなくなっていて，公務員にも働き方改革が求められているような状況はあります。そのように社会も大きく変わっていく中で，本当に今のままの部活動で持続可能なのでしょうか。持続可能でないということは，ある日突然破裂してしまう可能性があるということで，今後とも，今子供たちが享受しているこの活動を続けていくためには，やはり，ここでこういうふうな見直しを図る必要があります。これはスポーツのときにもあった議論です。 文化芸術立国を目指すために，この基本法というのができたわけですが，もちろん，文化部活動をやっている子供たちばかりではないわけで，文化部活動以外の教育課程内の活動もしっかりやっていかなければなりません。今後様々な発展，例えば，クールジャパンであるとか，様々な文化芸術に基礎に置いたような日本の良さであるとか，あるいは新しい社会が生まれている中で，文化芸術の基礎を子供時代に築いた子供に，よりそういった可能性が広がっていくということを考えると，文化芸術の基礎を子供のうちに十分に作っていくことは非常に重要なことだと思っています。 スポーツについても，そのことがいわれてきて，例えば長寿社会になっていく中で健康でい続ける年齢を延ばしていくために，子供時代にしっかりと体力を身に付けていく必要がある。だから，子供のときから健康で運動ができるような環境を作っていくということで，これも学習指導要領に書いているわけですが，そういったことも含めて，健康な運動習慣を作っていくために運動部活動の重要性は変わることはないというところに立っ

	す。 実は、運動部活動に比べて文化部活動のそのあたりの構成が、これまでや やできていなかったという面は私どもとして認めざるを得ない部分ですので、 文化芸術基本法に基づいて、特に子供のときに文化芸術に触れることの意義 は更に充実して考えていかなければいけないと考えています。運動部活動と 同じように、文化芸術についても子供のときに触れていく意義は変わりませ んし、文化部活動の意義自体についても全く減じられるものではありません けれども、それと今のままの文化部活動を将来にわたって続けていっていい かどうかというのは、やはり、また別の問題です。大切だからこそ、その在 り方について今考えなければいけないのではないかと私としては受け止めて います。すみませんが、私は別の公務がありますので、ここで失礼させてい たきます。
長沼座長	ありがとうございました。決して相反するものではなく、有効にこのガイド ラインを活用すれば、文化芸術振興にも役立つことが可能であるという意見 だったと思います。では、ほかの委員から 2 巡目はいかがでしょうか。妹尾 委員、お願いします。
妹尾委員	先ほどのやり取りとも関連すると思いますが、聞いていて雑ばくな感想です。 大きく 2 つの方向性について話されていて、文化芸術活動に親しむ裾野を広 げていこう。たくさんの子供たちに親しんでもらう方向性のベクトルが一つ あります。もう一つは、文化芸術活動のレベルや水準を上げていこうという ことです。 このガイドラインや、文化庁あるいは文科省の施策の中では、結構いろい ろなものが両方のベクトルに働いています。例えば部活動指導員は、文化芸術 活動の水準を上げるという方向にも働きます。当然、未経験の顧問がやるよ りもいい指導ができるという意味ではそうです。ただ、活動時間を規制しよ うというのは、一見すると、文化芸術の水準は下げてもやむなしというふう に見られるという意見もありますし、長い時間やることがスキルアップにつ ながるとは限らないという意見もあって、このあたりがはっきりしていません。 一方で、先ほどもあったように、活動規制することで、むしろ裾野が広 がるというベクトルに働くかもしれないという意見があります。あとは、大 会等を見直してほしいと私が何回も言っているのは、正直、ある程度文化芸 術の水準は若干落とすかもしれませんが、過熱化を抑制するためには非常に 重要なのでという意味で言っています。 これはもちろん考え方がいろいろあるでしょうけれども、限られた時間を有 効に使うためには、少しの犠牲はというと語弊がありますけれども、水準も 高めて裾野も広げるというベクトルは 1 番ですけども、そういう施策ばか りはできませんし、負の側面もありますので、一部のベクトルを弱くする判 断もせざるを得ないということは考えるべきだろうと思います。 あと、もう一つ考えていただきたいのは、これはスポーツも同じで、文化芸 術活動の水準をもっと高めていこうというのはもちろんやっただけいいですけ

	れども、個々の子供にとっては、プロを目指すとか、その道で生きていくということを考えると、今でも民間とのすみ分けがある程度あるわけです。スポーツでいうとアスリートの育成です。学校の部活動はそこまでいくのかというと、高校の一部は別ですが、そこまで目指しているわけでは恐らくありません。 そういう意味では、もう少し裾野を広げていくというベクトルの方を強くすべきだということとか、文化芸術活動の水準を高めようとしてきた今までの意義はあるのですが、それが過熱化を招いている部分でもありますので、若干下がってもやむなしというふうに考えるという考え方で、もう少し整理しながら考えていかないといけません。両方の方向性があるということを申し上げておきたいと思います。 ついでに申し上げますと、これはスポーツ庁のときにも話をしましたが、先ほども横山委員から、強制力がないので守ってくれないとむなしいというお話がありました。結局、このガイドラインの実効性、効力を高めるという意味では、少なくとも 2 つのことが大事だと思います。一つは、私立の学校をもっと巻き込んでいくということです。正直、私立に対してはスポーツ庁のところでもまだ弱いです。いわゆる部活動指導員等の施策は公立中学校を対象にしたもので、公立の方は、”アメとムチ”という言い方はいけなかもしれませんが、部活動指導員の予算を取るためにはガイドラインを守っていかないといけなという規制をはめています。私立にはそういったことが働きません。とはいえ、私立にも賛同してもらわないと、こういうのがうまくいきませんので、これをどう考えていくかというのは知恵の絞りどころです。これが 1 点目です。 2 点目は、1 点目とも密接に関わりますが、何度も申し上げるとおり、大会・コンクールがかなり数もあって、しかも、小学校も全国大会をされるということに水を差すわけではありませんが、どうしても、つい練習がハードになりますので、見直すことは不可避であろうと思います。数を見直したり、全国大会が必要なのかどうかということもきちんと議論したりしないといけない時代に来ているのではないかと思います。この 2 つを、ガイドラインを作っておしまいではなく、しっかりやっていかないといけないと思います。
長沼座長	ありがとうございました。齊藤委員、お願いします。
齊藤委員	今、妹尾委員からあった 2 つのベクトルに関して、基本的に賛同します。その中で、先ほど 1 巡目で私が、休養日の設定については脚注を付けてほしいと言ったことに対して、もう少しお話ししたいと思います。私が申し上げたのは、コンクールなどの大会に対して認めてほしいという主張ではありません。特に高校の吹奏楽部では、ほとんどの学校が定期演奏会をやっています。それは必ずしも水準を上げるとか、競うという意図ではなく、自分たちでいろいろな企画をしながら、また、アイデアを出し合いながら、いろいろな演出を考えながらやっていて、これは実にクリエイティブな活動です。 そういうことを先輩・後輩でいろんなことをやる大きな意義がありま

	す。私は大会に対して特別に配慮してほしいと言ったのではなく、定期演奏会というのは家族・友達だけではなく、地域の人、先輩・後輩などいろいろな方に触れていただく非常にいい機会です。子供たちが、こういう仲間たちと一緒にやってよかったなと思える実にはいい場です。 本当に申し訳ないのですが、この時間設定を厳守していくような感じになりますと、現実的にできなくて混乱してしまう現場の実情があることは確かです。時間のことで言いますと、対比資料の 2 ページ目の 8 行目ぐらいに、「休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することが必要である」ということで、休養日について触れています。その次に、3 ページ目の 14 行目あたりにも、「生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮し、一定の休息を取りながら進められるべきである」とあります。 極端なことを言いますと、この 2 つも十分に盛り込まれていますので、平日 2 時間、週末どちらかは 3 時間というのを明記することがどうしても避けては通れないということであれば、例えば、そのあたりを目安とするということでもよいのではないかと個人的には思います。もう十分にこの文言で配慮できることではないか、でも、それでは際限がなくならないかというところに対しては、先ほど私が申し上げた、活動経費で上限の目安を定めるという考え方です。これをやらないと本当に際限がなくなる可能性が非常に高く、いろいろなイベントなどをやるたびに非常にお金がかかります。特に吹奏楽部はそうです。ですので、活動経費でもって上限の目安を定めることによって、自然に絞らざるを得なくなります。そして、私学と公立の格差を埋めていくこともできるかと思います。ここに歯止めをかけないと、何よりも、最初に私が申し上げましたが、家庭環境がある程度余裕のある子供しか出来ない部活になってしまうのです。 これも、差し支えなければ、実情をお伝えする資料を次回までに提示させて頂きたいと思っていますが、そちらで上限を定めて、2 ～ 3 ページ目にあるように「適切に休養を取る」ということが含まれていれば、具体的に平日と週末の休養の時間まで具体的に書かなくていいと思います。申し訳ありませんが、その部分だけは賛同できません。でも、もし、どうしても時間を書くというのであれば、特に年 1 回の定期演奏会などの発表会に限り柔軟にしてもいいということを脚注に書かれたらいいと思います。ここははっきり書かないと何でもありになってしまっ、どのイベントもそれが適用されると思ってしまいます。ただ、そこに大会が含まれるとは私は思っていません。はっきり申し上げて申し訳ありませんが、以上です。
長沼座長	ありがとうございます。丸谷委員、お願いします。
丸谷委員	皆さんそれぞれの立場でやっておられて、おっしゃるとおりだと思います。私は、先ほど木下委員がおっしゃったことに賛成です。それぞれの立場で話すことは大事だと思いますが、本当に皆さんそう思っているのかという気持ちがあります。しかし、立場というよりも、現場の子供たちや先生たちを見

るにつけ、少しおかしいなと思っています。様々なかたちがありますから、様々に対応したらいいと思いますが、「このぐらいで」というのは一番まずいことで、できるだけ広げてやりたいようにやらせばいいのではないのでしょうか。

そんなことをしたら際限がなくなるとおっしゃいますが、それほど現場はいいかげんではなくて、必ずその中にいろいろなものが起きて、いいあんばいになっていくのではないかというのが、50年ほどしか見ていませんが、あちらこちらの現場で見て思うことです。いち早くこうやって決めなくてもという思いがありますが、片やこういう会ができて、特に長沼先生が座長をされているのですから、何か出さないといけません。

過去2回のお話を踏まえてやっていただいていることについて、当初のかたちから変えていくのは難しいことだと思います。けれども、少し譲ったり、少しの勝手なことをこの中から鑑みたりします。大変な努力をやっていただいていると思います。

現場ではそうではないのではないかなと思うことが2～3あります。妹尾委員がおっしゃった裾野を広げる、レベルが少し落ちてでも仕方ないというのはよく分かります。けれども、1週間に1日休んだりすることが、その後の裾野が広がるようになるのでしょうか。もっといろいろなことをやれば本当に広がるのでしょうか。今はどちらかというと、裾野は広がっているけれどもレベルは上がっていないと思っています。それはそれでいいと思うのですが、休みがあると入ってくる。休みがなければ入ってこないというような中高生は少ないと思います。入ってからはいろいろなことがありますけれども。やはり、夢中になります。夢中になることが努力にも勝るような気がします。もっと問題なのは、御存じのように、スマホにあるゲームやその他の方が問題で、このあとは大変なことだと思います。止められるなら止めたらいいいわけですが、そんなことではない問題が現場では起きています。そんなことも含めて、比べたくないのも別にいいのですが、吹奏楽部だけにとどまらずほかの分野もそうですが、私立は子供のためによく、公立は子供のために悪いというようなものがないとすれば、同じようにやった方がいいです。

反対に、特に高校で思うのですが、様々なかたちの高校があります。家に帰っても誰もいない。どこかに行けと言われても行けない。休めと言っても休みにくい。そういうことを学校以外が言っている。一つの学校の中にもそういう子がいたり、どちらかというとそういう子の方が多い学校があったり、放っていても勉強する子が多い学校もあるというように、いろいろな学校がある中で、休みなさい、こうしなさいということは学校に任せたらいいのではないかなというのが私の意見です。

御存じだと思いますが、初代の文化庁長官である今日出海（こん ひでみ）さんが、最初に、「文化というのは政府が一つの方向を押し付けるものではない」とおっしゃっていました。私もそう思います。お立場としてやられているのはしかたないと思いますが、どうぞ、範囲の中で精いっぱいやっていただい

	たらと思います。こんな所でそういう話をするのはあれですが、立場によって皆さんがそう言われるのはいいと思います。本当にそうであれば教えてほしいです。もう少しゆっくりと議論をしたいと思います。限られた時間ですけども、私としては締め付けていくことについては納得できません。
長沼座長	ありがとうございました。横山委員、お願いします。
横山委員	妹尾委員がおっしゃった、私立を巻き込むというのは大変賛成です。私が最初に申し上げたと思いますが、少子化のあおりを受けて、私立が「学生が欲しい」ということでどんどんやれと。これを目指してくるようにしるということで過熱したということもあったと思います。そして、公立の方も、やはりそれに負けてはいけないということでやり始めたことが過熱の一つの原因になったともいわれていますので、私立を巻き込むというのは大変賛成です。そこに補助金のことやある程度の強制力、そして、これが絵に描いた餅にならない、少し怖いなと思っていただかないといけません。 現場の先生からすると、国が出すものは遠い所で言っているようなことになりかねませんし、遠い親戚よりも近い他人の方がコミュニティーがあるということもあって、校長先生の言うことの方が怖い、どんどんやってくれと言われると断りにくいということもありますので、ある程度このガイドラインに私立のことも、助成金のことも、強制力はありませんけれども、付けたらいいと思うのが一つです。 それから、齊藤委員の、発表会は1年間に1つがいいのではないかと、その時には2時間の枠を外した方がいいのではないかとということですが、お気持ちは分かりますが、1年間に1つというのは、地区大会があり、県大会があり、全国大会があり、関東大会がある。では、どこが1回なのか、これは一つの合唱のコンクールであるとなったときに、ほとんど1年間かかります。そうしたら、1年中やってもいいというふうにも取れかねませんので、そこは御議論いただきたいと思います。両方の意見がありますので落としどころは大事で、そこを見つけていきたいと思っています。以上です。
長沼座長	ありがとうございました。野口委員、お願いします。
野口委員	今、休養日と時間の話が出ていますが、中学校現場では、例えば美術は月火水木の4日間やりましょう、2日間は休みましょうというのは、それほどきつい縛りではないと私は思います。あと、活動時間も、授業が3時何分まであって、そのあと掃除当番をして、さよならをして、部活動が始まるのは大体4時です。4時から2時間やったら、もう6時です。3時間やったら7時です。下校時間には真っ暗になってしまいますので、それ以上やれというのもきついです。2～3時間というのは非常に妥当な線だと思うのです。そんなに厳しい制限をかけているというふうには私は感じませんし、いい線ではないかと思っています。以上です。
長沼座長	ありがとうございます。あと5分ぐらいありますが、ほかにいかがでしょうか。齊藤委員、お願いします。
齊藤委員	横山委員からの御指摘ですが、先ほど、脚注を付けたらと申し上げたのは、

	明確に年に 1 回の定期演奏会に準ずる発表会のことです。コンクールやいろいろな大会、各地域のフェスティバルのことではありません。そこもはっきり 1 年に 1 回の活動の集大成になる自主発表会とか、明確に書かれてもいいのではないのでしょうか。それに対して、今お話がありましたように、平日は 2 時間が妥当だと思いますが、一つの演奏会を皆さんに見せたいと思ったら、先ほども申しあげましたように、休日に 3 時間だけで土日どちらかは休みというのは、はっきり言って現実的ではなくて、恐らく不可能という話になって現場が大混乱になると思います。決して私は否定するのではないということと、おくみ取りいただければと思います。 あと一つ、時間で制限をかけると、演奏マシンのようになってしまうのではないかという懸念が非常にあります。楽曲を形作ってお客さまに見ていただくにはどうしても時間が必要で、そこに制限をかけるとなると、はっきり言ってマシンになってしまいます。一人一人が役割を演じて、何とか自分でこなして精いっぱいやって、終わりという感じのものになりかねません。子供たちが自分たちで自主性を発揮して、自分たちでそこに気持ちや思いを乗せてやるには一定期間以上の活動が必要です。それを年 1 回というところに限定したかたちで明記することは、私は大会のことは意味していませんし、地域のいろいろなイベントをそこに乗せるという考えは全く持っていないので、その部分を付け加えさせていただきます。 あともう一つ、時間で区切ることを運動部のガイドラインでやったときに、やはりスポーツ科学というか、子供たちがけがしたり、病気したりすることがあるという専門の研究や具体的な統計によるものもあるかと思います。文化部活動においても、これまで長時間活動をやってきたものが多々あると思いますので、それが具体的に年数をへて、例えば体が不調になったとか、病気になったとか、いろいろな調査を一度やってみてはどうだろうかと思います。スポーツの活動において時間を区切ることの一つの理由になっているのが、体を壊すからということもあります。では、文化部では本当にどうなのか。私もそうですが、関係者に幾ら聞いても、周りにそういう方はほとんどいません。でも、そういうことを問題視されているケースもありますので、時間を区切ることの根拠として、一度そういう調査を公にされてみてはいかがでしょうか。私は時間で区切るよりも活動経費で上限の目安を定めた方がよほど実効性のある、有意義なものになるのではないかと考えています。
長沼座長	ありがとうございました。横山委員、お願いします。
横山委員	8 ページの下から 3 つ目のブロックで、「また、専門的知見を有する保健体育担当の」というところで「女子」となっていますが、女子だけということでしょうか。また、「体と心」ではなくて、文化部の場合はおおむね「心と体」ということです。この点について質問させていただきます。体育の方は分かりますが、文化部の方も女子だけということでしょうか。
根来室長	ありがとうございます。運動部の場合はいわゆる生理の問題を念頭に置いて書かれていると思いますが、文化部の場合は性別を問わず体と心の状態に対

	する知識が大事だと思いますので、ここは訂正したいと思います。申し訳ありません。
長沼座長	では、ここについては検討していただくということでよろしいですね。丸谷委員、お願いします。
丸谷委員	中学校と書いておいて、たまに高校も入っているということで、少し違うところが見えるのですが、そういうふうにとっていいのでしょうか。
根来室長	ありがとうございます。今御指摘いただいた点は、運動部と同じように書いている書きぶりで、5 ページの真ん中辺りの上から3 つ目の箱の、「本ガイドラインの基本的な考え方は」というところかと思います。ここに「高等学校段階の文化部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し」とありまして、その差異が、まさに中学校よりも少し裁量に任されているところが大きいとか、自由度が高いとか、もっと自主的、自発的な態度で部活動に臨む生徒が多いと思いますので、多様な教育が行われている点に留意するということで、中学校よりも幅広く認めるべきだと理解して書いています。
長沼座長	よろしいでしょうか。委員の皆さまから御発言いただきましたが、時間になりました。皆さんから頂いた御意見は全部記録をしていますので、このあと事務局の方で速報を出しますが、ここで包括的に、今までの意見に加えて事務局から何かあればお願いします。
坪田 参事官	ありがとうございます。1 ～ 2 回もう討議されていると思いますが、おさらいを含めて改めて、論点が新たに示されたなということと、それぞれの現場に思いをいたしたり、子供に思いをいたしたりというのがにじみ出てくるご意見もありましたので、そういうことを当然我々も踏まえなければならないということと、もう一つは、先ほど審議官からもありましたけれども、既にできている運動部活動のガイドラインとの整合性です。なぜ文化部活動は違うことになるのかということが対外的に、文化部活動に造詣が深い方も、そうでない一般の保護者の方も、なるほど、それなら文化部活動は運動部活動と違っていいねと思える部分があればいいですけれども、違わないよね、何で同じ学校でこちらは休んで、こちらは毎日やっているのかということで、保護者も子供も大丈夫なのかということ踏まえると、差がない部分をできるだけ同じようにしたいと思います。校長のマネジメントからしても、そういうことがよろしいのではないかと考えています。 あと、教師ということからも、同じ働き方で同様の対応がなければいけないですし、文化部活動だけ超過勤務が多くあっていいわけでは全くないということです。そういう原則を押さえつつ、では、子供の方はどうかということ、スポーツ科学の知見というのが文化部活動に必ずしもあるわけではありませんし、先ほど調査という話がありましたが、簡単な調査にはならないと思います。そんな簡単に調査できるものではありませんし、いろいろな経験則を踏まえるしかないと思っています。3 年間思い切り文化部活動をやってバーンアウトしてしまって、そのあとの一生はそれに携わっていないという方もいるというのを周りでよく聞きますので、メンタル面での影響も含めて

いろいろあるのではないかと考えています。ただ、それが数字ですぐ出る話ではありません。

そういう意味では時間の問題です。子供が本当に1日、1週間、1年のうち、どれだけ文化部活動をやっている部分が、達成感との兼ね合いでもいいのかというかたち。もちろん、上達したいという気持ちはみんなあるわけですから、人に褒めてもらいたい、拍手をもらいたい、親にも感激してもらいたいという気持ちで練習や稽古をしていると思います。ただし、ほとんどの時間をそれに使って、宿題も合わせると寝る時間を削ってそれを毎日やっているような状況が、子供の将来にわたった健全性という意味で本当にいいのかということになると、そうではないのではないかと考えますし、あるいは、文化庁の文化庁らしい立場として、インプットする機会がもっとないといけないと思います。

音楽をやっているだけでも、単に演奏会だけではなく、美術館・博物館を見に行ったりさまざまな芸術に触れたり、美しいものに触れたりして、自分の曲想やさまざまな演奏に生かしていこうという気持ちになって、それでまたアウトプット、練習に励むサイクルがないといけません。

かじった話ですけども、人間国宝の方々は未熟だという思いで更に研さんを積むため、様々なジャンルの芸術活動に触れて、自分の作品に磨きをかけようとしているそうです。これは子供たちにとっても同じではないかということで、家族と旅行することも大事だと思います。土日もなく、夏休みもなく、家族と旅行に行ったり、何とか音楽祭を楽しんだりすることがなくていいのかということもトータルで考えないといけないのかなと考えています。もちろん睡眠、食生活とのバランス、家族と食事をするという原則も踏まえつつ、時間で考えると、同じ中学生として大差がない話ではないかと思っています。

そういう意味で、運動部活動と同じ時間制限というのは極めて妥当性を欠くものではないと考えています。先ほどコストの話がありました。コストを規制するというイメージがよく分からないのですが、ジャンルも違うし、どれだけのアップパーにするのかというのはお金の話ですから、大激論になって詰まっていきません。これは、各文化団体である程度の目安をそれぞれのジャンルごとに検討して実績を作っていくしかなくて、国や自治体が一律に作ることは難しいと思います。

国でできることは時間の目安を示し、子供たちの心身のバランスを常に心掛けていただく。そして、教師の働き方改革を常に念頭に置いていただいて、教師も生き生きと翌日の授業研究、準備も含めてしっかりできるかたちで放課後を終えていただく。でも、子供の思いにも最大に配慮しつつということと先生の中でもバランスを取っていただくということで、時間の一つの目安というのは妥当ではないかと思っています。

あと私立については、運動部活動でも全く排除をしているわけではなくて、Q & A で明らかに一律設置主体を問わずと言っています。我々の方ではそうい

	うことも踏まえて、また、議論も踏まえて、文化部においても私立も含めて明示的に書きたいなと、今の意見も踏まえて更に思っているところです。また、私立の巻き込み方については、国が示すことと巻き込めるかというのは別の問題だと思います。地域でいろいろな事情があると思いますので、そこを単に「どうも、どうも」で終わらせるのではなく、子供たちのためにしっかりと一緒にこのガイドラインを守りましょうという話をしていただく機会を設けていただくのがいいのかな、そういう関係性の中でやっていただくしかないのかなと思っています。 あと、先ほど議論の中でありました例外規定についても、おっしゃる意味は分かりますし、コンクールや競争ではなくて、一定の発表の機会のために1カ月間打ち込むときは外しても、というお気持ちは分かります。しかし、いろいろな思いがジャンルごとにありますし、そもそもこのガイドラインにさらに例外を作ると、ガイドラインが弱まる、薄まることが否めませんので、全体の文章は更に工夫するところがあると思いますが、なるべく納得がいくかたちで全体の校正を図っていききたいと、今のところは考えています。 あと、文言について、先ほどあった、「学校部活動」は「部活動」でいいのではないかというところは調整していきます。一定の考えがあってあえて付けているところもあったり、整合性がなくて言葉が違っている部分もあったりしますので、整理させていただきたいと思います。あと、この前意見が出てきて入っていないけれども、これはというものがありましたら、また次の回がありますので、是非遠慮なく、思い残すことなく言っていただくのがよろしいかなと思います。 根本的な部分はこれからというのはありますが、こういう留意事項と配慮点も入れた方がいいとか、遅ればせながら文化部活動のガイドラインを作るわけですから、文化芸術振興に向かって少し前向きなところで、「はじめに」と「あとがき」、これはどんなものにも更に入れることはできますし、そこに思いの丈を入れていただくこともできますので、委員の皆さんの知恵をお借りしたいなと思います。先ほども指摘がありましたが、我々は文化部活動を盛んにしていきたいという思いだけでも、これは子供たちの話です。子供たちの心身のバランスを取って、一生続けたいと思うような教育をしていくことが、新しい学習指導要領の改定の芸術教育の大切な柱である、親しんでいける、生涯にわたってやっていける基礎を作ろうというのを、特に義務教育でやっていこうということです。 そこで嫌いにさせたくない、一生やっていきたいということで、運動部活動に入った子供は、文化部活動も生き生きやっているな、では、高校へ行ったら文化部活動をやろう、また、大学に行ったら文化部活動のサークルをやろうという思いでいろいろなことに親しんでもらう、そういうのを作るのが学校教育であり義務教育であるという思いでバランスを取ろうとしていますので、そこも御理解いただければと思います。
根来室長	ありがとうございます。今日いろいろ御指摘いただいた中で、今、坪田から

もありましたが、資料 3 の比較対象表の 5 ページの一番下、注 4 のところに、「国公立全ての設置形態の学校に適用される」と書いていますが、これを注ではなく、きちんと本文として明記するとか、そのすぐ上の注 3 ですが「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ということで、必ずしも参加を強いるものではないと書いています。これも注に落としていますが、本文としてきちんと書くというのも検討させていただきたいと思います。また、小学校の取扱いにつきましても、今日の御意見でもありましたし、今までの第 1・2 回でも出てきましたので、そこについても本文に書き込めないか検討したいと思います。

また、先ほど齊藤委員から御指摘いただきました、経済的な事情という点ですが、第 1・2 回目でも議論がありました。場所が適切かどうかというのは御指摘いただきたいのですが、11 ページの(2) 地域との連携等のところに、「都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒の芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わず芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から」ということで、経済状況については、ここで 1 か所触れているのですが、ここだけではなくて、ほかのところでも触れた方がいいという御指摘がありましたら、またそれも引き続きいただきたいと考えています。

また、先ほど齊藤委員から定期演奏会の話がありましたが、私も吹奏楽部を中高でやっていまして、定期演奏会で、例えば文化会館を借りるために寄附金を頂きに商店街を回ったり、いろいろな経験をさせていただいたりしたので、重要なことだとは思ってはいるのですけれども、ほかの先生方からあったように、一つ特例を認めてしまとなし崩し的になってしまうという懸念ももちろんあるかと思っています。

そこで、これは、国が出すガイドラインとしてはあくまでもこういったかたちですが、例えば、運動部のガイドラインに基づいて各自治体で既に方針を作っているところがあるかと思っています。これはある自治体の例ですが、運動部と文化部の区別をすることなく適用するという方針を立てている県があります。

その中に適切な休養日ということで、週当たり平日 1 日以上、週休日 1 以上の休養日を設けることと書いています。そういう意味では運動部のガイドラインと同じですが、具体的な運用についてというのがあって、「各部活動の状況により練習場所、公式戦やコンクール等の時期が異なるため、統一的、定期的な休養日を取ることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。年間 52 週と考え、平日及び週休日各 50 日以上に相当する休養日を設定する。

その際、一月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも 1 日、週休日は半日かける 2 日以上の休養日を設けるようにする」というような、かなり柔軟な運用を方針として示している自治体もあります。

いろいろな部活動で重要な時期は様々だと思いますので、例えば、あくま

	でもこのガイドラインとしては、できるだけ運動部に近い原則的なことを書かせていただいて、こういった自治体の方針ですとか、学校設置者が定める方針の中で実情にあった運用をしていただくこともいいのかなと考えています。また、そこも御議論いただければと思っています。 それから、これまでも御意見を頂きまして、今回も御議論がありましたけれども、部活動の時間を制限することによって日本の芸術文化のレベルが下がったり、あるいは、参加する人口が減ったりというように縮小傾向になってはいけないというのは本当に御指摘のとおりです。そういったことがないようにすべきことも、できればどこかに書き込みたいと思っています。 そして、非常に個人的な思いで恐縮ですが、私はホルンを吹いていて、中学校で初めて楽器に触って、中学校のときは基本的にずっと銅賞でしたが、高校で顧問の先生の御指導が良かったので北陸大会に進むことができました。また、アンサンブルの大会にも出ることができて、4～5年やってこういう大会に出ることができたというのは非常に大事な経験をしたと思っています。 先日、国民文化祭で百人一首大会の表彰式に出たのですが、私の小学校が百人一首に熱心な学校でしたので、百人一首の思いが非常に湧いてきました。ただ、残念ながら中高でかるた部がなかったものですから、そういう機会がないまま大人になってしまいました。 たまたま今回優勝したのが地元の県だったものですから、学校外の活動でそういった活動があることを知っていたら、吹奏楽部を部活動で平日にやりながら、平日1日なり休養日の1日をはかるたに使うとか、そういうダブルメジャーといいますか、いろいろな方向性を持ってやることもできたのかなと思いました。ですから、必ずしも芸術文化のレベルを下げることではなく、幅広い機会を子供たちに提供するという意味でも、うまく活用していけるガイドラインを作っていきたいと思っています。以上です。
長沼座長	ありがとうございました。熱く語っていただきました。時間もありませんので、妹尾委員、短くお願いします。
妹尾委員	2点だけ、次回までに可能な範囲で事務局にお願いしたいことがあります。一つは、部費やコストの部分で、これは11ページ以外でも言及することを検討していただきたいのですが、今、実態で分かる資料があるかどうか見ていただければと思います。なければいい結構です。また、齊藤先生からも、関連する資料があれば頂きたいというのが1点目です。 2点目は、地方大会まで入れると多過ぎると思いますから、せめて全国やブロック別でどれぐらいコンクール等があるのかというのを、例えば音楽系と演劇とかるたといったように幾つかで結構ですので、分かる範囲で教えてください。これは小中高です。それを見ないと、どれぐらいの負担がかかっているか分かりませんし、大会等の在り方についても空中戦になりますので、是非お願いします。以上です。

3 閉会

長沼座長	ありがとうございました。それでは、本日のところは以上ですが、今後のスケジュールです。今日は揚村先生が欠席ですので、揚村委員からも意見を頂戴する時間が必要になります。今日は時間の関係で言い足りなかったこと、あるいはもう少し読み込んだら、こういう点が不足していたということがあると思います。先ほど参事官からも是非御意見をお寄せくださいという話がありましたので、11月5日月曜日までに委員の皆さまから追加があればお寄せいただければと思います。
根来室長	5日月曜日中までに文化庁の方にメールで頂ければ幸いです。
長沼座長	よろしくお願いします。本日頂いた意見、そして、メール等で頂く意見を踏まえて、事務局の方で素案を更に修正していただいて、それを次回出していただくということでよろしいでしょうか。
根来室長	はい。次回の第4回目は、12月5日10～12時を予定しています。今回頂いた御意見、また、5日までに頂く御意見を踏まえて修正したものは、次回会議よりも前に先生方にメールでお送りしますので御確認いただきたいと思います。
長沼座長	よろしくお願いします。それでは、本日の議事内容は全て終了しましたので、これで第3回の会議を終了します。長時間にわたり、本当に皆さまありがとうございました。

以上